

令和6年1月31日

茨木市議会議長 殿

茨木市議会基本条例推進協議会

下 野 巖
安孫子 浩 子
福 丸 孝 之
畑 中 剛
稲 葉 通 宣
松 本 泰 典
円 藤 こずえ

茨木市議会基本条例の検証結果について

茨木市議会基本条例第20条及び平成30年10月22日幹事長会決定「議会基本条例検証会議の設置及び運営について」に基づき設置された議会基本条例検証会議において茨木市議会基本条例の検証を行ったため、下記のとおり検証結果を報告する。

記

1. 茨木市議会基本条例検証結果報告書〔別紙1〕

以上

2. 茨木市議会基本条例推進協議会における令和5年2月以降の協議の経緯

年 月 日	主たる内容	出席者
第1回 令和5年2月24日	令和5年度も推進協議会を立ち上げることを決定。	協議委員 ※1
第2回 令和5年3月21日	前年度（令和4年）の資料を基に今後の協議スケジュール、諸課題の優先事項について次回の会議で協議することを確認。	協議委員 ※1
第3回 令和5年4月12日	「7－③ 特別委員会等、会派に所属しない議員の活動の充実」、「6－⑨ 議会基本条例を検証し、適切な措置を講じる」、「7－① 議会の活性化を条文ごとに具体的に検討する」、「8 第20条に基づき、議員の任期中に検討を加える」の以上4項目について、本年度優先的に協議を進めることを決定。なお、「7－⑧ 議員間討議のあり方」、「7－⑨ 事務調査や議員間討議の充実」、「7－⑩ 委員会において、閉会中も含めた活用の充実」については課題を整理していくこと、また、「7－⑫ 議会・議員による政策立案、政策提言を補佐するため、議会事務局の政策法務能力の向上、並びに体制の充実強化を図る」については引き続き事務局において調査検討を進めることを確認。	協議委員 ※1
第4回 令和5年5月18日	「7－③ 特別委員会等、会派に所属しない議員の活動の充実」について協議。	協議委員 ※1
第5回 令和5年6月1日	「6－⑨ 議会基本条例を検証し、適切な措置を講じる」、「7－① 議会の活性化を条文ごとに具体的に検討する」、「8 第20条に基づき、議員の任期中に検討を加える」の今後の進め方について協議。	協議委員 ※1
第6回 令和5年6月15日	「7－③ 特別委員会等、会派に所属しない議員の活動の充実」、「6－⑨ 議会基本条例を検証し、適切な措置を講じる」、「7－① 議会の活性化を条文ごとに具体的に	協議委員 ※1

	に検討する」、「8 第20条に基づき、議員の任期中に検討を加える」について協議。	
第7回 令和5年7月21日	「7-③ 特別委員会等、会派に所属しない議員の活動の充実」、「6-⑨ 議会基本条例を検証し、適切な措置を講じる」、「7-① 議会の活性化を条文ごとに具体的に検討する」、「8 第20条に基づき、議員の任期中に検討を加える」について引き続き協議。	協議委員 ※1
第8回 令和5年8月28日	「7-③ 特別委員会等、会派に所属しない議員の活動の充実」について引き続き協議。	協議委員 ※1
第9回 令和5年9月20日	「7-③ 特別委員会等、会派に所属しない議員の活動の充実」、「6-⑨ 議会基本条例を検証し、適切な措置を講じる」、「7-① 議会の活性化を条文ごとに具体的に検討する」、「8 第20条に基づき、議員の任期中に検討を加える」について引き続き協議。	協議委員 ※1
第10回 令和5年10月23日	「7-③ 特別委員会等、会派に所属しない議員の活動の充実」、「6-⑨ 議会基本条例を検証し、適切な措置を講じる」、「7-① 議会の活性化を条文ごとに具体的に検討する」、「8 第20条に基づき、議員の任期中に検討を加える」について引き続き協議。	協議委員 ※1
第11回 令和5年11月6日	「7-③ 特別委員会等、会派に所属しない議員の活動の充実」、「6-⑨ 議会基本条例を検証し、適切な措置を講じる」、「7-① 議会の活性化を条文ごとに具体的に検討する」、「8 第20条に基づき、議員の任期中に検討を加える」について引き続き協議。	協議委員 ※1

第12回 令和5年11月30日	「7-③ 特別委員会等、会派に所属しない議員の活動の充実」、「6-⑨ 議会基本条例を検証し、適切な措置を講じる」、「7-① 議会の活性化を条文ごとに具体的に検討する」、「8 第20条に基づき、議員の任期中に検討を加える」について引き続き協議。	協議委員 ※1
第13回 令和5年12月15日	「7-③ 特別委員会等、会派に所属しない議員の活動の充実」、「6-⑨ 議会基本条例を検証し、適切な措置を講じる」、「7-① 議会の活性化を条文ごとに具体的に検討する」、「8 第20条に基づき、議員の任期中に検討を加える」について引き続き協議。	協議委員 ※1
第14回 令和6年1月17日	「今期議会における諸課題について」、「今期議会における主な諸課題の協議スケジュール」、「議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果（案）および取組状況等」の全般、申し送り用の「推進協議会の取組」、公表用の「検討結果報告」について協議した。	協議委員 ※1
第15回 令和6年1月31日	前回検討した資料の更新箇所等の全般を確認し、幹事長会に提出する最終版とした。	協議委員 ※1

※1 協議委員：下野 巖、安孫子浩子、福丸孝之、畑中 剛、稲葉通宣、
松本泰典、円藤こずえ

以上

茨木市議会基本条例検証結果報告書

[別紙1]

条 文			取組実績 (平成31年4月～令和5年3月)	検証結果		課 題															
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要はあるか																
第1章 総則																					
第1条	目的	この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会及び議員の活動原則、議会運営のあり方等を定めることにより、議会の活性化を図り、市民に分かりやすい開かれた議会を実現し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。	第1条は、議会基本条例の目的を定めるものであり、取組実績は第2条以降に示す。	第1条は、議会基本条例の目的を定めるものであり、運用の検証は、第2条以降に示す。	■ 1 改正の必要はない □ 2 さらなる検討が必要 □ 3 改正が必要																
第2章 議会の活動原則																					
第2条	議会の活動原則	議会は、市民の代表機関として、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。 (1) 公正性及び透明性を重んじ、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。 (2) 市民の意見を的確に把握するため、市民参加の機会の拡充に努めること。 (3) 分かりやすい視点と方法で議会運営に努めること。 (4) 活発な議員間討議を経ることにより、政策立案及び政策提言の強化に努めること。 (5) 意思決定機関として、議決責任を深く認識すること。 (6) 市政運営が適正に行われているかを監視及び評価すること。	【(1)開かれた議会を目指す】 ○市議会インターネット中継を開始（平成25年3月定例会から） <table><tr><td></td><td>ライブ中継</td><td>録画配信</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>18,880件</td><td>13,609件</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>46,170件</td><td>14,171件</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>37,346件</td><td>6,094件</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>36,099件</td><td>5,709件</td></tr></table> 【(2)市民参加の機会の拡充】 ○龍谷大学（平成22年2月3日）、立命館大学（平成28年6月2日）、追手門学院大学（平成31年1月30日）との連携協定に基づき、以下の事業を実施 ・龍谷大学大学院地域公共人材総合プログラム協定先懇談会に参加（令和3年10月6日、令和4年7月20日） ・立命館大学の学生（30人）が議場見学（令和4年10月13日） ・立命館大学教授を介し、モンゴル国立大学教員との懇談（令和4年10月25日） ・追手門学院大学生のインターンシップ受け入れ（令和3年7～10月、7人）（令和4年7～8月、4人） ・大学生等との意見交換会等を実施（第5条に記載）		ライブ中継	録画配信	令和元年度	18,880件	13,609件	令和2年度	46,170件	14,171件	令和3年度	37,346件	6,094件	令和4年度	36,099件	5,709件	□ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ■ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 □ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	■ 1 改正の必要はない □ 2 さらなる検討が必要 □ 3 改正が必要	
	ライブ中継	録画配信																			
令和元年度	18,880件	13,609件																			
令和2年度	46,170件	14,171件																			
令和3年度	37,346件	6,094件																			
令和4年度	36,099件	5,709件																			

茨木市議会基本条例検証結果報告書

[別紙1]

条 文			取組実績 (平成31年4月～令和5年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要はあるか	
第3章 議員の活動原則						
第3条	議員の活動 原則	議員は、市民の代表者として倫理性と責任を自覚し、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。 (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由闊達な討議を通じて合意形成に努めること。 (2) 市民全体の福祉の向上を目指すこと。 (3) 市民の意見を的確に把握し、議会活動に反映させること。 (4) 日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めること。	【(4) 日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努める】 ○各常任委員会において自主勉強会を開催 ○改選後の新人議員に対する議会運営等に関する研修を実施 ○政務活動費を活用した調査・研修等の報告書を市議会HP、情報ルームで公開	☐ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ☒ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要	
第4条	会派	議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。 2 会派は、政策立案、政策提言等に関して調整を行い、必要に応じて議会内の合意形成に努めるものとする。	【会派の結成】 ○令和5年3月末現在の会派の数：5会派（自由民主党・絆、公明党、大阪維新の会、いばらき未来の会、日本共産党） 【会派は、政策立案、政策提言等に関して調整】 会派は、政策に関わる調査、国への意見書の調整など、立案や提言に多岐にわたって合意形成に努めた。	☐ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ☒ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要	

茨木市議会基本条例検証結果報告書

[別紙1]

条 文		取組実績 (平成31年4月～令和5年3月)	検証結果		課 題
			(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要はあるか	
第4章 市民と議会の関係					
第5条	市民に対する説明責任	議会は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、市民に対して説明責任を有する。 2 前項の責任を果たすため、市民との交流の場を開催するものとする。	【市民との交流の場を開催】 [令和元年度] ○議会広報委員会における追手門学院大学の学生とのグループワークを実施 実施日：①10月31日、②11月7日 テーマ：①市議会だよりを題材にした意見交換、②若者に議会への関心を持ってもらうために 参加人数：①議員6人、学生14人、②議員6人、学生13人 ○追手門学院大学の学生との意見交換会を実施 実施日：11月26日 テーマ：市議会議員の活動について教えて 参加人数：議員23人、学生36人 [令和2年度] ○立命館大学の学生との意見交換会を実施 実施日：①10月29日、②10月29日 テーマ：市議会議員の活動について 参加人数：①議員4人、学生12人、②議員5人、学生12人 ○追手門学院大学の学生との意見交換会を実施 実施日：①11月4日、②11月18日 テーマ：①茨木市を若い世代に選ばれるまちにするには、②茨木市を魅力と活力のあふれるまちにするには 参加人数：①議員9人、学生22人、②議員10人、学生23人 [令和3年度] ○追手門学院大学の学生との意見交換会を実施 実施日：①11月10日、②11月17日 テーマ：①これからのコミュニティの活性化、②これからの健康づくりと働き方改革 参加人数：①議員13人、学生39人、②議員13人、学生32人 [令和4年度] ○追手門学院大学の学生との意見交換会を実施 実施日：10月26日、11月16日 テーマ：茨木市のまちづくり 参加人数：議員27人、学生42人	□1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ■2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 □3 適切に運用しておらず、改善が必要	■1 改正の必要はない □2 さらなる検討が必要 □3 改正が必要

茨木市議会基本条例検証結果報告書

[別紙1]

条 文			取組実績 (平成31年4月～令和5年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要があるか	
第6条	議会広報の 充実	議会は、多様な広報手段を活用することにより、分かりやすい周知を行い、より多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう努めるものとする。	○年5回、市議会だよりを発行 ○市議会だよりにおける質疑者の顔写真及び録画中継にリンクする2次元コードを掲載（令和2年5月号から） ○施政方針説明時の手話通訳を実施（平成28年6月定例会から） ○政務活動費の収支報告書等を市議会HPで公開（平成29年6月から） ○議会基本条例の検証結果（平成25年1月～平成31年3月分）を市議会HPに掲載 ○議会基本条例の検証過程で抽出した課題の検討結果を市議会HPに掲載（令和2年度・3年度・4年度） ○議会広報委員会において、Instagramを開設（令和3年11月から）	☐ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ☒ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要	

茨木市議会基本条例検証結果報告書

[別紙1]

条 文			取組実績 (平成31年4月～令和5年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要はあるか	
第5章 市長等と議会の関係						
第7条	市長等との 関係	議会は、市長との立場及び権能の 違いを踏まえ、市長その他の執行機 関（以下「市長等」という。）と常 に緊張と話（わ）のある関係を構築 するものとする。	○市長等との意見交換会を実施 ○議員総会を開催 ・令和2年3月30日 （新型コロナ対策に係る予算対応につ いて）	■ 1 適切に運用しており、 これまでどおり取り組む □ 2 適切に運用しているが、 さらなる取り組みが必要 □ 3 適切に運用しておらず、 改善が必要	■ 1 改正の必要はない □ 2 さらなる検討が必要 □ 3 改正が必要	
第8条	確認機会の 付与	議長並びに議会運営委員会、常任 委員会及び特別委員会の委員長は、 審議又は審査の充実を図るため、論 点等を明確にする必要があると認め るときは、市長等及びその補助職員 に対し、議員及び委員の発言趣旨に 対する確認の機会を付与することが できる。	○確認機会の付与（これまで答弁者からは 質問することができなかったが、市長及 びその補助職員から、議員及び委員に 対して、発言の趣旨を確認する機会の付与 を申し出ることができるよう定めた。）	□ 1 適切に運用しており、 これまでどおり取り組む ■ 2 適切に運用しているが、 さらなる取り組みが必要 □ 3 適切に運用しておらず、 改善が必要	■ 1 改正の必要はない □ 2 さらなる検討が必要 □ 3 改正が必要	
第9条	一問一答方 式	議会の会議における質疑応答は、 論点及び争点を明確にするため、一 問一答方式で行うことができる。	○一問一答方式（平成25年3月定例会から 実施。これまでの質疑の方法であった一 括方式においては、複数の内容を質疑す る場合に内容が多岐にわたるため、傍聴 者にわかりづらい面があった。一問一答 方式によって、1つのテーマごとに質疑 と答弁が繰り返されるために論点が理解 しやすくなった。なお、一問一答方式の 選択に際し、これまで通りの一括方式や 両方の複合方式も選択できる。） ○議会運営委員会において、自席答弁につ いて協議を開始（令和5年～）	■ 1 適切に運用しており、 これまでどおり取り組む □ 2 適切に運用しているが、 さらなる取り組みが必要 □ 3 適切に運用しておらず、 改善が必要	■ 1 改正の必要はない □ 2 さらなる検討が必要 □ 3 改正が必要	
第10条	議会への情 報提供	議会は、市長等が提案する計画、 政策、施策、事業等について、必要 があると認めるときは、説明を求め るものとする。	○各常任委員会の所管事項に関し、説明を 求めた。 ○特別委員会の所管事項に関し、現地視察 を実施。 〔北部地域整備対策特別委員会現地視察〕 ・令和元年7月18日 ・令和2年8月20日 ・令和3年8月4日 〔市民会館跡地等整備対策特別委員会現地 視察〕 ・令和元年8月21日 ・令和2年8月18日 ・令和4年8月18日 ・令和4年11月15日 ・令和5年1月25日	□ 1 適切に運用しており、 これまでどおり取り組む ■ 2 適切に運用しているが、 さらなる取り組みが必要 □ 3 適切に運用しておらず、 改善が必要	■ 1 改正の必要はない □ 2 さらなる検討が必要 □ 3 改正が必要	

茨木市議会基本条例検証結果報告書

[別紙1]

条 文			取組実績 (平成31年4月～令和5年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要はあるか	
第6章 議会運営						
第11条	議長の責務	議長は、議会を代表し、公正で効率的な議会運営に努めるものとする。	○新たな取り決めは、先例集に記載し、共通認識を図り、議会運営を行ってきた。	☐ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ☒ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要	
第12条	議員間討議	議会は、その機能を最大限に発揮するため、委員会等において、多様な意見の反映及び合意形成に努めるよう議員間討議の時間を設けるものとする。	○平成26年6月から常任委員会ごとに次のテーマで年1回実施。 〔民生常任委員会〕 令和元年度 在宅医療について 令和4年度 妊娠期から子どもが成人するまでのサポート等について 〔建設常任委員会〕 令和元年度 リノベーションのまちづくりについて 〔文教常任委員会〕 令和元年度 学校給食センター及び学校給食の運営について 令和4年度 生涯学習について 〔総務常任委員会〕 令和元年度 災害検証報告をもとにした今後の災害対応について 令和4年度 シティプロモーションについて ※令和2年度、令和3年度は、コロナ禍のため実績なし。	☐ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ☒ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要	

茨木市議会基本条例検証結果報告書

[別紙1]

条 文			取組実績 (平成31年4月～令和5年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正する必要があるか	
第13条	常任委員会の活動	常任委員会は、その所管に属する事務調査、議案等の審査の充実及び活性化を図り、その機能を十分発揮しなければならない。 2 常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、閉会中も所管事務調査の積極的な活用により、政策立案及び政策提言を行うよう努めるものとする。 3 委員長は、公正で効率的な委員会運営に努めるものとする。	【閉会中も所管事務調査の積極的な活用】 ○常任委員会ごとにテーマを設定し、行政視察調査を年1回実施。 [民生常任委員会] 令和元年度 ・地域包括ケアシステムについて（富山県南砺市） ・まちなか総合ケアセンターについて（富山県富山市） 令和4年度 ・学校配付のタブレットを使ったヤングケアラーの実態調査について（埼玉県さいたま市） ・にこわ新小岩における子ども未来プラザ事業について（東京都葛飾区） [建設常任委員会] 令和元年度 ・公共交通の取り組みについて（茨城県つくば市） ・そうかりノベーションまちづくりについて（埼玉県草加市） 令和4年度 ・ごみダイエットプロジェクトについて（静岡県富士宮市） ・公共交通について（静岡県焼津市） [文教常任委員会] 令和元年度 ・中高一貫教育について（三重県松阪市） ・学校給食センター及び学校給食の運営について（三重県志摩市） 令和2年度【オンライン視察】 ・ICT教育について（東京都町田市） 令和4年度 ・文化振興全般について（東京都国分寺市） ・高尾山学園について（東京都八王子市）	☐ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ☒ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要	

茨木市議会基本条例検証結果報告書

[別紙1]

条 文			取組実績 (平成31年4月～令和5年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要があるか	
			[総務常任委員会] 令和元年度 ・災害対応及び防災の取り組みについて (岡山県倉敷市) ・防災ラジオ整備事業について (岡山県高梁市) ・高梁市の魅力を発信する高梁 i s t に ついて (岡山県高梁市) 令和4年度 ・自主防災組織の取組、消防団サポーター及び女性消防団事業について (埼玉県三郷市) ・シティプロモーションについて (埼玉県鴻巣市) ※令和2年度、令和3年度は、コロナ禍のため実績なし。 ○常任委員会が主催した研修会等 [文教常任委員会] ・令和4年2月15日 「成熟社会における生涯学習」 [建設常任委員会] ・令和4年5月27日 「地域公共交通再生への政策課題 ～地域の維持発展に欠かせない公共交通の構築を茨木市交通基本条例で図ろう～」 ・令和5年1月10日 「建設常任委員会による説明会及び意見交換会」 ○任期が2年に延びたことにより、各常任委員会での活動が、より活発化された。			
第14条	議案等の調査及び研究	議会は、議案等の調査及び研究に当たり、適切な判断に資するため、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する学識経験を有する者等による専門的調査並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用し、議会の意思決定に反映するよう努めるものとする。		☐ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ☒ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要	

茨木市議会基本条例検証結果報告書

[別紙1]

条 文			取組実績 (平成31年4月～令和5年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要はあるか	
第7章 議会の体制整備						
第15条	議員研修の 充実	議会は、議員の政策立案及び政策 提言能力の向上を図るため、研修を 実施し、その充実に努めるものとす る。	○議会全体での研修を次のとおり開催した 令和元年度 ・「災害時の議会・議員活動を考える～近 年の災害を事例に～」(ワークショッ プ) (7月17日) 令和2年度 ・「議会基本条例について」(2月15日) 令和3年度 ・「議会基本条例を活かす～議会からの政 策提案に結び付けて～」(7月29日) ・「議員によるSNSの活用についてーメ ディア活用戦略モデルを基礎にー」 (12月26日) ○常任委員会での研修を次のとおり開催し た 令和3年度 ・「成熟社会における生涯学習を考える」 (2月16日) 令和4年度 ・「地域公共交通再生への政策課題～地域 の維持発展に欠かせない公共交通の構築 を茨木市交通基本条例で図ろう～」 (5月27日)	■1 適切に運用しており、 これまでどおり取り組む □2 適切に運用しているが、 さらなる取り組みが必要 □3 適切に運用しておらず、 改善が必要	■1 改正の必要はない □2 さらなる検討が必要 □3 改正が必要	
第16条	議会図書室 の充実	議会は、議員の調査研究に資する ために設置する議会図書室を適正に 管理し、運営するとともに、その図 書、資料等の充実に努めるものとす る。	○議会図書室を適正に管理し、運営(図書 室の管理、運営は事務局において実 施。) ○タブレット端末に図書関連フォルダを 作成し、蔵書一覧を掲載。 (令和3年5月～) ○図書購入希望票により議員の購入希望を 受け付ける。(令和3年6月～) ○図書、資料等の充実に努める (購入図書は下記のとおり。) 令和元年度購入 ・記者ハンドブック 第13版 ・議会改革への挑戦 会津若松市議会の軌 跡 ・障害者総合支援六法 令和元年版 ・医療六法 令和2年版 ・児童福祉六法 令和2年版 ・自治六法 令和2年版 ・コミュニティによる地区経営 ・まちを再生する公共デザイン ・公共施設のしまいかた ・はじめて学ぶLGBT ・市民と議員のための自治体財政	□1 適切に運用しており、 これまでどおり取り組む ■2 適切に運用しているが、 さらなる取り組みが必要 □3 適切に運用しておらず、 改善が必要	■1 改正の必要はない □2 さらなる検討が必要 □3 改正が必要	

茨木市議会基本条例検証結果報告書

[別紙1]

条 文			取組実績 (平成31年4月～令和5年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要があるか	
			・8050問題の深層 ・福祉のまちづくり その思想と展開 ・地方公共団体 歳入歳出科目解説 ・六法全書 令和2年版 ・逐条地方自治法 第9次改訂版 令和2年度購入 ・新訂標準用字用例辞典 ・自治六法 令和3年版 ・六法全書 令和3年版 ・環境六法 令和3年版 ・介護保険六法 令和2年版 ・逐条地方公務員法 第5次改訂版 令和3年度購入 ・まちづくり幻想 ・条例を作る・活かす ・パブリックライフ学入門 ・公務員のためのクレーム対応駆け込み寺 ・判例から学ぶ政務活動費の実務 ・「ごみ屋敷条例」に学ぶ条例づくり教室 ・公務員のための人材マネジメントの教科書 ・自治体の仕事シリーズ議会事務局のシゴト ・生きた景観マネジメント ・光のまちをつくる 水都大阪の実践 ・包摂都市のレジリエンス ・都市を変える水辺アクション 実践ガイド ・予算の見方・つくり方 令和3年版 ・六法全書 令和4年版			
第17条	議会事務局の調査・法務機能の充実	議会は、議員の立案能力等の向上を図るとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。	○平成28年度から調査係に臨時職員1人を増員し、全体の調査機能の向上を図る。	☐ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ☒ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要	
第18条	予算の確保	議会は、その機能を充実させるとともに、より円滑な議会運営を実現するため、社会情勢を踏まえた上で、必要な予算の確保に努めるものとする。	<令和3年度から> ○次年度の予算提案や予算確保に向け、幹事長会において議論を実施した。	☒ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ☐ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要	

茨木市議会基本条例検証結果報告書

[別紙1]

条 文			取組実績 (平成31年4月～令和5年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要はあるか	
第8章 最高規範性及び継続的な検討						
第19条	最高規範性	この条例は議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例との整合性を図るものとする。 2 議会は、この条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後速やかにこの条例の研修を行うものとする。	○条例との整合性を図る（整合性が課題となるような改正等を行われていない。） ○議員の任用開始後の本条例に関する研修会を実施 （令和2年2月15日）	■ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む □ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 □ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	■ 1 改正の必要はない □ 2 さらなる検討が必要 □ 3 改正が必要	
第20条	継続的な検討	議会は、常にこの条例の運用状況、社会情勢の変化等を勘案し、議員の任期中に、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。	○令和5年6月1日開催の議会基本条例推進協議会において検討を開始。	■ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む □ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 □ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	■ 1 改正の必要はない □ 2 さらなる検討が必要 □ 3 改正が必要	